

平成27年以降の相続税の主な改正点

平成27年1月1日以降に発生する相続については、相続税の内容が大幅に変更され今までよりも相続税の納税義務者が増える可能性が高くなります。

今回は相続税の主な改正点についてご説明したいと思います。

(1) 基礎控除額の見直し

平成27年1月1日より、基礎控除の金額が縮小されることになりました。

この計算方法によると、基礎控除の金額は現行より40%縮小されることとなります。

現行	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数
改正後	3,000万円+600万円×法定相続人の数

(2) 相続税の税率構造の見直し

各取得分の相続税の税率のうち、2億円超の金額に対する税率が上がり、最高税率が50%から55%へと上がります。

現行			改正後		
各取得分の金額	税率	控除額	各取得分の金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—	1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円	3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円	5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円	2億円以下	40%	1700万円
			3億円以下	45%	2700万円
3億円超	50%	4700万円	6億円以下	50%	4200万円
			6億円超	55%	7200万円

(3) 小規模宅地等の特例

① 居住用の宅地等(特例居住用宅地等)の限度面積要件が拡大されます。

現行	限度面積 240㎡ (減額割合:80%)
改正後	限度面積 330㎡ (減額割合:80%)

② 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

現行	特定居住用宅地等 240㎡	合計400㎡までが 特例の適用対象
	特定事業用宅地等 400㎡	
改正後	特定居住用宅地等 330㎡	合計730㎡までが 特例の適用対象
	特定事業用宅地等 400㎡	

(4) 税額控除

① 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

現行	20歳までの1年につき6万円
改正後	20歳までの1年につき10万円

② 障害者控除の控除額が引き上げられます。

現行	20歳までの1年につき6万円(特別障害者については12万円)
改正後	20歳までの1年につき10万円(特別障害者については20万円)

主な改正点として上記4点の概要を挙げました。

相続税についても、増税の動きへと傾いております。

今のご自身の資産状況をまず確認し、現況では相続税が発生するかどうか、もし発生するならば相続税を払うことができるのか、そして、相続税を下げるためには今からどうすればよいのか。相続税対策をとるならば、早めに動いているほうが得策かと思えます。